

社会福祉法人 芳真会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳真会（以下「法人」という。）の定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員及び評議員の報酬は、役職及び勤務形態に応じて、別表に定める通りとし、個々の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたり負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員には、この規定を適用しない。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成30年12月14日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1（出席報酬）

(1) 理事

役職	額面
理事会及び評議員会の出席報酬	日額10,000円
理事会及び評議員会以外の、法人・施設業務の為の出勤	日額3,000円

(2) 評議員

役職	額面
理事会及び評議員会の出席報酬	日額10,000円
理事会及び評議員会以外の、法人・施設業務の為の出勤	日額3,000円

(3) 監事

役職	額面
理事会及び評議員会の出席報酬	日額10,000円
理事会及び評議員会以外の、法人・施設業務の為の出勤	日額3,000円
監事監査業務報酬	日額10,000円